



【前面道路の幅員が12mを超える場合】



前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

【前面道路の幅員が12m以下の場合】



6m (一律)

### 耐震改修促進法上での定義づけについて

**耐震改修促進法 施行令 第4条 (通行障害建築物の要件)**

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が12m以下のときは6mを超える範囲において、当該前面道路の幅員が12mを超えるときは6m以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える建築物

イ 当該前面道路の幅員が12m以下の場合 6m

ロ 当該前面道路の幅員が12mを超える場合 当該前面道路の幅員の1/2に相当する距離